

自転車でも飲酒運転は犯罪！ 取り返しのつかない事態を招きます



酒気帯び運転等の禁止（道路交通法第65条第1項）

酒酔い運転 : 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転 : 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

